

# 楽生苑短期入所生活介護事業所 利用料金表

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

《短期入所生活介護費・居住費・食費》 単位(円)

令和6年8月1日現在

サービス内容略称	1割	2割	3割	
予防併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	451	902	1,353	要支援1
予防併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	561	1,122	1,683	要支援2
予防併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	451	902	1,353	要支援1
予防併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	561	1,122	1,683	要支援2
併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	603	1,206	1,809	要介護1
併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	672	1,344	2,016	要介護2
併設短期生活Ⅱ 3<多床室>	745	1,490	2,235	要介護3
併設短期生活Ⅱ 4<多床室>	815	1,630	2,445	要介護4
併設短期生活Ⅱ 5<多床室>	884	1,768	2,652	要介護5
併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	603	1,206	1,809	要介護1
併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	672	1,344	2,016	要介護2
併設短期生活Ⅰ 3<従来型個室>	745	1,490	2,235	要介護3
併設短期生活Ⅰ 4<従来型個室>	815	1,630	2,445	要介護4
併設短期生活Ⅰ 5<従来型個室>	884	1,768	2,652	要介護5
サービス提供体制加算Ⅲ	6	12	18	看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75/100以上
機能訓練体制加算	12	24	36	機能訓練指導員を配置している場合
看護体制加算Ⅰ	4	8	12	常勤看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算Ⅱ	8	16	24	24時間看護職員と連絡体制を確保した場合
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	45	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者ごとに担当者を定めてサービスを提供した場合
緊急短期入所受入加算	90	180	270	居宅サービス計画に位置付けられていない利用を緊急に行った場合
医療連携強化加算	58	116	174	重度者への対応強化
療養食加算	8	16	24	1食を1回として療養食を提供した場合
送迎加算	184	368	552	居宅と当事業所との間の送迎を行った場合(片道)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.0%			所定単位数は、基本報酬に上記の各種加算を加えた総単位数

単位(円)

食費	利用者負担 1段階	300円	(居住費と食費の自己負担について) 食費と居住費は各所得段階に応じて左記の料金を負担していただきます。 食費内訳 朝食(320円) 昼食(600円) 夕食(580円)	
	利用者負担 2段階	600円		
	利用者負担 3段階①	1,000円		
	利用者負担 3段階②	1,300円		
	上記以外の方	1,500円		
多床室居住費	利用者負担 1段階	0円	第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者
	利用者負担 2段階	430円	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が80万以下
	利用者負担 3段階①②	430円		
	上記以外の方	915円		
個室居住費	利用者負担 1段階	380円	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が ①80万円超120万円以下 ②120万円超
	利用者負担 2段階	480円		
	利用者負担 3段階①②	880円	第4段階	課税世帯で第2段階、第3段階に該当しない方
	上記以外の方	2,100円		